認知症ケアパス
熊谷市版

長寿いきがい課

はじめに

認知症ケアパス熊谷市版は、認知症の疑いがあるけれど「どうしたらいいかわからない」を解決するための手助けとして作成しました。どのような状態のときに、どこで相談できるのか、どのようなサービス・活動があるのか、一覧にして掲載しております。

ご案内するものは、あくまで目安ですので、必ずしも利用できることを保障するものではありません。また、認知症の疑いがある場合は、早期に専門の医療機関を受診していただくことをお勧めします。

ご家族、お知り合いの方が認知症となっても、住み慣れた地域で安心して過ごしていけるよう、ご活用いただければ幸いです。

～認知症ケアパスの使い方～

「認知症という病気について」

認知症について正しい知識を知っていただければと思います。

「認知症の症状の変化と段階」

病気の進行によって、必要な支援、利用できるサービスも変わってきます。５段階のどの段階に当てはまるか、目安として確認していただけます。

「各段階で利用できるサービス」

各段階の詳細ページでは、「相談できる窓口、利用できるサービス」が一覧となっています。

「相談窓口・利用できるサービスの案内」

詳細と問い合わせ先を掲載していますので、ご活用ください。

※参照ページが記載されている場合、「P○」の数字の部分をクリックすると、該当ページに移動する事ができます。

目次

Ⅰ　認知症とは

１　認知症とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ５

２　早期発見の重要性と予防・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ７

３　認知症の方と接するときの心構え・・・・・・・・・・・Ｐ８

Ⅱ　熊谷市で受けられる認知症の為の支援

１　症状の変化（５段階）・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ10

２　症状ごとの支援

（１）認知症の疑いがある段階・・・・・・・・・・・・・Ｐ11

（２）認知症を有するが日常生活は自立している段階・・Ｐ13

（３）見守りがあれば日常生活は自立している段階・・・Ｐ15

（４）日常生活に手助け・介護が必要な段階・・・・・・Ｐ17

（５）常に見守りが必要な段階・・・・・・・・・・・・・Ｐ19

３　若年性認知症・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ21

Ⅲ　相談窓口

・・・・・・・・・・Ｐ22

Ⅳ　各種サービスの案内

項目の見方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ25

各種サービス・活動の案内

１　介護予防をする・悪化予防をする・・・・・・・・・・・Ｐ26

２　人とつながりを持つ・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ27

３　在宅で介護する・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ30

４　施設で暮らす・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ32

５　認知症の人の権利を守る・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ33

認知症とは

認知症とは、いろいろな原因で脳の細胞が壊れたり働きが悪くなるため、脳の指令に不都合が生じてしまい、さまざまな障害が起こって、生活する上で支障が出ている状態（およそ６ヶ月以上継続している状態）を指します。

＜認知症の種類と、原因となるおもな病気＞

アルツハイマー型認知症

アルツハイマー病という、脳の神経細胞が徐々に減っていく病気が原因で起こります。比較的早い段階から記憶障害、見当識障害のほか、不安、うつ、妄想が出やすくなります。

レビー小体型認知症

レビー小体という特殊なたんぱく質が、脳内にたくさん集まってしまうことが原因で起こります。パーキンソン症状や幻視を伴い、症状の変動が大きいのが特徴です。

脳血管性認知症

脳梗塞、脳出血、脳動脈硬化などが原因で、神経の細胞に栄養や酸素が行き渡らなくなり、その部分の神経細胞が死んだり、神経のネットワークが壊れてしまいます。意欲が低下したり複雑な作業ができなくなったりします。

前頭側頭型認知症

脳の中の前頭葉や側頭葉という部分が縮んでいく病気が原因で起こります。がまんしたり思いやりなどの社会性を失い、常識外れな行動をとる特徴があります。

このほか、クロイツフェルト・ヤコブ病、AIDS などの感染症や、アルコール中毒も認知症の原因となることがあります。

＜認知症の症状＞

認知症の症状は、大きく分けて２つあります。

中核症状

脳の細胞が壊れることによって直接起こる症状を「中核症状」といいます。記憶障害、見当識障害、理解・判断力の低下、実行機能の低下などがこれにあたります。

行動・心理症状

中核症状が原因で、もともとの本人の性格、環境、人間関係などの要因がからみ合って、精神症状や日常生活における行動上の問題が起きてくることがあり、「行動・心理症状」と呼ばれます。うつ状態や、徘徊、幻覚・妄想などがこれにあたります。

＜加齢による物忘れと認知症の記憶障害との違い＞

認知症は単なるもの忘れではありません。「もの忘れ」は自然な老化によっておこる「歳のせい」で、誰でも起こりえます。たとえば、食べたメニューを思い出せないのは単なるもの忘れですが、食べたこと自体を覚えていなければ、認知症の疑いがあります。

加齢によるもの忘れ	認知症の記憶障害
何を食べたか思い出せない	食べたこと自体を忘れている
目の前の人の名前が思い出せない	目の前の人が誰なのかわからない
物の置き場所を思い出せないことがある	置き忘れ・紛失が頻繁にある
約束をうっかり忘れてしまった	約束したこと自体を忘れている
物覚えがわるくなったように感じる	数分前の記憶が残らない
曜日や日付を間違えることがある	月や季節を間違えることがある

早期発見の重要性と予防

認知症の早期の発見、早期の受診・診断、早期治療は非常に重要です。認知症の原因疾患の多くは、まだ根本的に治す方法がありませんが、薬によって進行を遅らせたり、症状を緩和したりすることができる場合があります。また、原因疾患の中には治療方法があり、治るものもあります。

初期は専門の医療機関の受診が不可欠です

初期の認知症の診断は見分けが難しいため、専門の医療機関への受診が不可欠です。

早い時期に受診することのメリット

早期に発見されればそれだけ早く治療を開始することができるほか、病気が理解できる時点から少しずつ理解を深めていけば、その後のトラブルを減らすことができます。

また、軽症のうちに障害が重くなった時の後見人を決めておく（任意後見人制度）等の準備をしておけば、認知症であっても自分が願う生き方を全うすることは可能です。

認知症の予防とは

認知症の予防のためには、原因となる病気を発症するリスクを少なくしたり、脳の活性化を図ることが有効です。

脳血管性認知症の予防

高血圧症、高脂血症、肥満などの対策が必要です。

アルツハイマー病の予防

運動・食事をはじめとする生活習慣病対策には、発症を遅らせる効果が認められています。

心地よい刺激と笑顔

心地よい刺激や、笑うことにより、意欲をもたらす脳内物質（ドーパミン）がたくさん放出されます。ほめたり、ほめられたりする時も、ドーパミンはたくさん放出されます。

コミュニケーションをとる

社会との接触が失われると、認知機能の低下を促進させます。友人や家族と楽しく過ごすことが大切です。趣味を持つと、人との関わりも増え、脳の活性化にもつながります。

役割や日課をもつ

人の役に立つことを日課に取り入れることが、生活を充実させ、認知機能を高めます。

認知症の方と接するときの心構え

「本人は自覚がない」は間違いです

認知症になった人は、何も気づかないわけではありません。認知症の症状に最初に気づくのは、実は本人なのです。物忘れによる失敗、家事や仕事がうまくいかなくなるといったことが多くなるため、何となくおかしいと感じ始めます。

認知症特有の「言われても思い出せない物忘れ」が重なると、自分に何かが起こっていると不安を感じ始めます。

忘れたことを認めないのは、理由があります

認知症になったとき多くの人が「私は忘れてなんかいない」と言って失敗を認めなかったり、「私はどこも悪くない。病院なんて行かない」と言い張り、家族を困らせます。

その理由は、「私が認知症だなんて！」というやり場のない怒りや悲しみや不安から、自分の心を守るための自衛反応といえます。

本人が一番、認知症になった自分を不安に思っています。周囲の人が、その気持ちを完全に理解するのは難しいことですが、認知症の人の隠された悲しみの表現である事を知っておくことは大切です。

認知症の人への対応の心得～３つの「ない」～

１　驚かせない
２　急がせない
３　自尊心を傷つけない

具体的な対応の７つのポイント

・まず見守る
・余裕を持って対応する
・声をかけるときは１人で
・後ろから声をかけない
・相手に目線を合わせてやさしい口調で
・おだやかに、はっきりとした話し方で
・相手の言葉に耳を傾けてゆっくり対応する

認知症サポーター１００万人キャラバン　認知症サポーター養成講座教材より
【認知症の人への対応　ガイドライン】

認知症の方を支援する窓口・サービスがあります

相談窓口

認知症について
相談したいときに

在宅介護

住み慣れた自宅で
生活がしたいときに

権利擁護

詐欺に遭わないために
もしも、遭ってしまったときのために

介護予防・悪化予防

認知症の進行を
遅らせるために

施設で暮らす

認知症に対応した施設で
過ごすために

人とのつながりを持つ・深める

人と接することで、
いきがいを持つために

どのような状態のときに、どのようなサービスが受けられるか

次のページから案内します

認知症の症状の変化

下記のどの段階に該当するか、大まかな目安として確認してください。
相談窓口、利用できるサービス等は別ページで案内します。
※認知症の疑いがある場合は早期に専門の医療機関を受診されることをお勧めします。

認知症の疑い

・物忘れはあるが、金銭管理や買い物、書類作成等を含め、日常生活は自立している。

→相談窓口など詳細はP11

認知症を有するが日常生活は自立

・買い物や事務、金銭管理等にミスがみられるが、日常生活はほぼ自立している。

→相談窓口など詳細はP13

見守りがあれば日常生活は自立

・服薬管理ができない、電話の対応や訪問者の対応などが1人では難しい。

→相談窓口など詳細はP15

日常生活に手助け・介護が必要

・着替えや食事、トイレ等がうまくできない。

→相談窓口など詳細はP17

常に見守りが必要

・ほぼ寝たきりで、意思の疎通が困難である。

→相談窓口など詳細はP19

認知症の疑いがある場合への支援

症状

物忘れはあるが、金銭管理や買い物、書類作成等を含め、日常生活は自立している。

支援の心構え

人と交流したり、身体を動かしたりして介護予防を行いましょう。
また、地域の相談窓口がどこか確認しておくと良いでしょう。

相談できるところ

名称	相談内容	参照
市役所長寿いきがい課	各サービスについてご案内します	P22
地域包括支援センター	認知症相談・介護予防の相談ができます	P24
埼玉県認知症疾患医療センター	認知症疾患に関する診断、専門医療相談等を行います	P22
認知症とあゆむ熊谷家族の会	認知症の方がいる家族の交流、電話相談ができます	P23
民生委員	地域の身近な相談者として必要な手助けを提供します	P22

介護予防をする・悪化予防する

名称	内容	参照
介護保険サービス	介護予防サービス等を利用できます	P25
熊谷市介護予防メニュー	各団体が行う介護予防や趣味の活動に参加できます	P26

人とつながりを持つ

名称	内容	参照
老人福祉センター	高齢者の健康増進、教養の向上及びレクリエーションの場としての施設	P27
老人憩の家	場所を提供し、高齢者福祉の増進を図る施設	P27
箱田高齢者・児童ふれあいセンター	老人憩の家と児童館の複合施設として、高齢者と児童の交流を目的とした施設	P28
長寿クラブ	自主的に地域交流等の活動を行います	P28
自治会	地域の方と様々な問題解決に取り組みます	P28
認知症とあゆむ熊谷家族の会	認知症の方がいる家族との交流、電話相談ができます	P28
認知症カフェ	認知症に関心のある人の交流の場	P29

在宅で介護する

名称	内容	参照
介護保険サービス	介護予防等様々なサービスを利用できます	P25
徘徊高齢者 探索サービス	ＧＰＳを貸し出し、行方不明時に現在地位置を探索します	P30
配食サービス	昼食を自宅まで配達し、安否確認を行います	P30
軽度生活援助事業	居宅で生活する方に簡易な生活援助サービスを行います	P30
くまがや在宅福祉 家事援助サービス事業	家事援助や外出介助サービスを行います	P31
あんしん見守りシール	番号が書かれたシールを貼ってもらい、保護された方のスムーズな身元確認を行います	P31

認知症の人の権利を守る

名称	内容	参照
日常生活自立支援事業 （あんしんサポートねっと）	生活支援員が定期的に伺い、援助します	P33

認知症を有するが日常生活は自立している場合

症状

買い物や事務、金銭管理等にミスがみられるが、日常生活はほぼ自立している。

支援の心構え

いつもと違うこと、困ったことがあれば、悩まずに相談しましょう。
認知症の理解をすることで、本人も介護する家族も負担が軽くなります。

相談できるところ

名称	相談内容	参照
市役所長寿いきがい課	各サービスについてご案内します	P22
地域包括支援センター	認知症相談・介護予防の相談ができます	P24
埼玉県認知症疾患医療センター	認知症疾患に関する診断、専門医療相談等を行います	P22
認知症とあゆむ熊谷家族の会	認知症の方がいる家族との交流、電話相談ができます	P23
民生委員	地域の身近な相談者として、必要な手助けを提供します	P22

介護予防をする・悪化予防する

名称	内容	参照
介護保険サービス	介護予防サービス等を利用できます	P25
熊谷市介護予防メニュー	各団体が行っている介護予防や趣味の活動に参加できます	P26

人とつながりを持つ

名称	内容	参照
老人福祉センター	高齢者の健康増進、教養の向上及びレクリエーションの場	P27
老人憩の家	場所を提供し、高齢者福祉の増進を図るための施設	P27
箱田高齢者・児童ふれあいセンター	老人憩の家と児童館の複合施設として、高齢者と児童の交流を目的とした施設	P28
長寿クラブ	自主的に地域交流等の活動を行います	P28
自治会	地域の方と様々な問題解決に取り組みます	P28

認知症とあゆむ熊谷家族の会	認知症の方がいる家族との交流、電話相談ができます	P28
認知症カフェ	認知症に関心のある人の交流の場	P29

在宅で介護する

名称	内容	参照
介護保険サービス	介護予防等様々なサービスを利用できます	P25
徘徊高齢者探索サービス	ＧＰＳを貸し出し、行方不明時に現在地位置を探索します	P30
配食サービス	昼食を自宅まで配達し、安否確認を行います	P30
軽度生活援助事業	居宅で生活する方に簡易な生活援助サービスを行います	P30
くまがや在宅福祉 家事援助サービス事業	家事援助や外出介助サービスを行います	P31
あんしん見守りシール	番号が書かれたシールを貼ってもらい、保護された方のスムーズな身元確認を行います	P31

認知症の人の権利を守る

名称	内容	参照
日常生活自立支援事業 （あんしんサポートねっと）	生活支援員が定期的に伺い、援助します	P33

見守りがあれば日常生活は自立している場合

症状

服薬管理ができない、電話の対応や訪問者の対応などが１人では難しい。

支援の心構え

専門家に相談し、適切な医療や支援を受けましょう。
介護者も溜め込まずに、同じ悩みを持つ人と交流をもつことで、不安を軽くできます。

相談できるところ

名称	相談内容	参照
市役所長寿いきがい課	各サービスについてご案内します	P22
地域包括支援センター	認知症相談・介護の相談ができます	P24
埼玉県認知症疾患医療センター	認知症疾患に関する診断、専門医療相談等を行います	P22
認知症とあゆむ熊谷家族の会	認知症の方がいる家族との交流、電話相談ができます	P23

介護予防をする・悪化予防する

名称	内容	参照
介護保険サービス	訪問介護、通所介護等様々なサービスを利用できます	P25

人とつながりを持つ

認知症とあゆむ熊谷家族の会	認知症の方がいる家族との交流、電話相談ができます	P28
認知症カフェ	認知症に関心のある人の交流の場	P29

在宅で介護する

名称	内容	参照
介護保険サービス	訪問介護、通所介護等様々なサービスを利用できます	P25
徘徊高齢者探索サービス	ＧＰＳを貸し出し、行方不明時に現在地位置を探索します	P30
配食サービス	昼食を自宅まで配達し、安否確認を行います	P30
あんしん見守りシール	番号が書かれたシールを貼ってもらい、保護された方のスムーズな身元確認を行います	P31

施設で暮らす

名称	内容	参照
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	認知症の状態にある高齢者などが少人数で共同生活をしながら、サービスを受けます	P32

認知症の人の権利を守る

名称	内容	参照
日常生活自立支援事業（あんしんサポートねっと）	生活支援員が定期的に伺い、援助します	P33
成年後見人制度利用支援事業	身寄りのない認知症の方の権利を守もります	P33

日常生活に手助け・介護が必要な場合

症状

着替えや食事、トイレ等がうまくできない。

支援の心構え

認知症という病気に対する理解を深め、本人を混乱させない対応を心がけましょう。
サービスを活用し、適切な介護を受けるとともに、介護者の負担も軽くすることも大切です。

相談できるところ

名称	相談内容	参照
市役所長寿いきがい課	各サービスについてご案内します	P22
地域包括支援センター	認知症相談・介護の相談ができます	P24
埼玉県認知症疾患医療センター	認知症疾患に関する診断、専門医療相談等を行います	P22
認知症とあゆむ熊谷家族の会	認知症の方がいる家族との交流、電話相談ができます	P23

介護予防をする・悪化予防する

名称	内容	参照
介護保険サービス	通所介護や短期入所等のサービスを利用できます	P25

人とつながりを持つ

名称	内容	参照
認知症とあゆむ熊谷家族の会	認知症の方がいる家族との交流、電話相談ができます	P28
認知症カフェ	認知症に関心のある人の交流の場	P29

在宅で介護する

名称	内容	参照
介護保険サービス	訪問介護、通所介護等様々なサービスを利用できます	P25
徘徊高齢者探索サービス	ＧＰＳを貸し出し、行方不明時に現在地位置を探索します	P30
配食サービス	昼食を自宅まで配達し、安否確認を行います	P30

あんしん見守りシール	番号が書かれたシールを貼ってもらい、保護された方のスムーズな身元確認を行います	P31
ねたきり老人等介護者手当て支給事業	寝たきりの方の介護者に対し、手当てを支給しています	P31
紙おむつ給付事業	寝たきりの方へ、紙おむつの支給を行っています	P31

施設で暮らす

名称	内容	参照
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	認知症の状態にある高齢者などが少人数で共同生活をしながら、サービスを受けます	P32
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	常時介護が必要で、自宅では介護が必要な困難な高齢者などが入所します	P32

認知症の人の権利を守る

名称	内容	参照
成年後見人制度利用支援事業	身寄りのない認知症の方の権利を守ります	P33

常に見守りが必要

症状

ほぼ寝たきりで、意思の疎通が困難である。

支援の心構え

言葉や行動での意思疎通が難しくても、わずかなしぐさや表情から気持ちを汲みとることを心がけましょう。温かいふれあいは本人を安心させることができます。

相談できるところ

名称	相談内容	参照
市役所長寿いきがい課	各サービスについてご案内します	P22
地域包括支援センター	認知症相談・介護の相談ができます	P24
埼玉県認知症疾患医療センター	認知症疾患に関する診断、専門医療相談等を行います	P22
認知症とあゆむ熊谷家族の会	認知症の方がいる家族との交流、電話相談ができます	P23

介護予防をする・悪化予防する

名称	内容	参照
介護保険サービス	通所介護や短期入所等のサービスを利用できます	P25

人とつながりを持つ

名称	内容	参照
認知症とあゆむ熊谷家族の会	認知症の方がいる家族との交流、電話相談ができます	P28
認知症カフェ	認知症に関心のある人の交流の場	P29

在宅で介護する

名称	内容	参照
介護保険サービス	訪問介護、通所介護等様々なサービスを利用できます	P25
徘徊高齢者探索サービス	ＧＰＳを貸し出し、行方不明時に現在地位置を探索します	P30
配食サービス	昼食を自宅まで配達し、安否確認を行います	P30

あんしん見守りシール	番号が書かれたシールを貼ってもらい、保護された方のスムーズな身元確認を行います	P31
ねたきり老人等介護者手当て支給事業	寝たきりの方の介護者に対し、手当てを支給しています	P31
紙おむつ給付事業	寝たきりの方へ、紙おむつの支給を行っています	P31

施設で暮らす

名称	内容	参照
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	認知症の状態にある高齢者などが少人数で共同生活をしながら、サービスを受けます	P32
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	常時介護が必要で、自宅では介護が必要な困難な高齢者などが入所します	P32

認知症の人の権利を守る

名称	内容	参照
成年後見人制度利用支援事業	身寄りのない認知症の方の権利を守ります	P33

若年性認知症

認知症は、高齢者だけが発症するわけではありません。

若い人でも認知症になることがあります。１８歳以上６５歳未満で発症する認知症は、「若年性認知症」と呼ばれます。厚生労働省の発表によると、若年性認知症の推定発症年齢は、平均５１歳となっています。

現役で働いている人が多いので、物忘れなどで仕事に支障が出ても、ストレスや更年期障害などのせいだと思って見過ごしたりして、なかなか発症に気づかない場合があります。

何かおかしいと感じた時には、認知症のチェックリストを利用するなどして、本人や周囲の人による確認を行うとよいでしょう。

早期受診・早期診断

若年性認知症は、高齢になってから発症する認知症と比べ、脳の萎縮スピードが速く、一般的に病気の進行が早いのが特徴です。

しかし高齢者の認知症と同じく、原因疾患の中には、治療方法があり治る疾患もあります。

また、根本的に治す方法がない場合でも、早期から治療を行うことで進行を遅らせたりすることが期待できますので、「早期受診、早期診断」が非常に重要となります。

年齢が若いため、症状があってもなかなか「認知症」に結びつかず、自分で気づくことは難しいので、周囲の人が受診をすすめることも大切です。

相談窓口

○若年性認知症コールセンター
（認知症介護研究・研究大府センター）
電話番号　０８００－１００－２７０７

○埼玉県・さいたま市若年性認知症サポートセンター
電話番号　０４８－８１４－１２１２（月～金　９時～１６時まで）
※年末年始、祝日、夏季休暇は休み

相談窓口

認知症の疑いがある、対応に困っている等、相談できる窓口をご案内します。

市役所長寿いきがい課

介護保険や高齢福祉の相談に対応し、各サービスについて案内します。
また、お近くの行政センターでもご相談いただけます。

お問い合わせ
住所　宮町２－４７－１
電話番号　048-524-1111（代表）
・大里行政センター　0493-39-4804（直通）
・妻沼行政センター　048-588-1323（直通）
・江南行政センター　048-536-1529（直通）

埼玉県認知症疾患医療センター

地域の保健・医療・介護機関等との連携を図りながら、認知症疾患に関する鑑別診断、周辺症状と身体合併症に対する急性期治療、専門医療相談等を行います。

また、かかりつけ医の先生方を始めとする保健医療関係者への研修や、地域住民の皆さんに認知症に関する情報発信を行うなどにより、地域における認知症疾患に関する保健医療水準の向上を図ることを目的としています。

お問い合わせ
石原５７２（西熊谷病院内）　048-599-0930

民生委員

担当区域での、身近な相談者として、生活上の心配事や困りごと、高齢者の方、身体障害者の方などが抱える様々な相談ごとや問題について、必要な手助けを行っています。

お問い合わせ
生活福祉課総務係　048-524-1111（代表）

認知症とあゆむ熊谷家族の会

毎月「家族のつどい」を実施し、家族の交流や勉強会、施設見学などを行っています。会報の発行や相談の受付も行っています。

お問い合わせ
熊谷市社会福祉協議会　ボランティアセンター内　048-525-8745
（月・木・金曜日　９時から１６時まで　担当　林）

公益社団法人　認知症の人と家族の会

全国４７都道府県に支部があり、励ましあい、助け合って「認知症があっても安心して暮らせる社会」を目指し活動しています。

電話相談　０１２０－２９４－４５６　（携帯電話からは 050-5358-6578　通話有料）

熊谷市成年後見センター

認知症により判断能力が十分でない方の生活や財産管理、また、成年後見制度の利用や申し立ての相談をお受けします。

お問合せ
（福）熊谷市社会福祉協議会　熊谷支所内
熊谷市本町１－９－１　電話５２１－２７３５

地域包括支援センター

地域包括支援センターは、地域で暮らす高齢者の皆さんとそのご家族を介護、福祉、医療など、さまざまな面から総合的に支えるために設けられました。みなさんがいつまでも健やかに住みなれた地域で生活していけるよう、介護に関することなどの相談やお悩み事がありましたら、お気軽にお住まいの地区の地域包括支援センターにご相談ください。

●地域包括支援センターの職員

保健師（または経験のある看護師）、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどの専門職が配置され、これらの専門職がそれぞれの専門性を活かしながら連携してチームで業務を実施します。

熊谷市内には、計８箇所が大里広域市町村圏組合からの委託により設置されています。（平成２８年４月から）
利用される方の住所を担当している地域包括支援センターをご利用ください。

名　　称	所　在　地	電 話 番 号	担当地域
地域包括支援センター いこいの里	原井 155-2	048-589-5110	妻沼地域
地域包括支援センター 永寿苑	西別府１５９９－５	048-533-2022	大幡、奈良、別府
地域包括支援センター はなぶさ苑	玉井 336-1	048-533-8833	玉井、三尻、籠原南
地域包括支援センター 玉の緒	大塚 179-2	048-525-5621	箱田、肥塚、成田、中条、星宮、中央
地域包括支援センター はなぶさ苑荒川	伊勢町 379-1	048-522-1577	上石、荒川西、荒川東、大麻生
地域包括支援センター ぬくもり	石原 510	048-529-2511	本町、星川、宮町、末広、筑波、銀座、本石、石原、大原、桜町、平戸の一部
地域包括支援センター クイーンズビラ	太井１７７７－１	048-507-1515	末広４の一部、上之の一部、中西３の一部、中西４の一部、佐谷田、久下
地域包括支援センター 立正たちばな	万吉 1756-130	048-537-1155	吉岡、江南地域、大里地域

各種サービス・活動の案内

認知症の症状がある方がご利用いただけるサービス・活動についてご案内します。

※対象についてはあくまで目安ですので、必ず利用できることを保障するものではありません。詳細については各お問い合わせ先までお願いします。

対象サービスの見方

サービス利用の対象となる各段階（P10 参照）が、サービス名の右端に表示されていますのでご参照ください。

（例）　対象 ① ② ③ ④ ⑤



各段階

① 認知症の疑いがある段階　（P11 参照）
② 認知症を有するが日常生活は自立している段階　（P13 参照）
③ 見守りがあれば日常生活は自立している段階　（P15 参照）
④ 日常生活に手助け・介護が必要な段階　（P17 参照）
⑤ 常に見守りが必要な段階　（P19 参照）

介護保険サービス　対象 ① ② ③ ④ ⑤

介護予防が必要な方から寝たきりとなった方まで、利用者に応じて幅広いサービスを利用する事ができます。

ご利用には、基本チェックリスト又は介護認定が必要となりますので、下記お問い合わせ先へご相談ください。

お問い合わせ
大里広域市町村圏組合　曙町２－６８　電話　048-501-1330
長寿いきがい課　　048-524-1402（直通）
大里行政センター　0493-39-4804（直通）
妻沼行政センター　048-588-1323（直通）
江南行政センター　048-536-1529（直通）
地域包括支援センター　P24 参照

＜介護予防をする・悪化予防をする＞

熊谷市介護予防メニュー　　対象　①　②

市役所または各行政センターの窓口に、メニューを一覧にしたチラシを設置しています。

お問い合わせ
長寿いきがい課　　048-524-1402（直通）
大里行政センター　0493-39-4804（直通）
妻沼行政センター　048-588-1323（直通）
江南行政センター　048-536-1529（直通）

＜人とつながりを持つ＞

老人福祉センター　　対象　①　②

高齢者の健康増進、教養の向上及びレクリエーションの場としての施設で、大広間、教養娯楽室、浴室、機能回復訓練室、相談室などがあります。

名称等
- 別府荘　西別府５８３番地１　電話５３２－２０２０
- 上之荘　上之３０２２番地１　電話５２５－６９６４
- ひかわ荘　弥藤吾１７５５番地　電話５８８－２６００
- 江南荘　千代１１８番地－１　電話５３６－５６００

お問い合わせ
長寿いきがい課　048-524-1398（直通）
大里行政センター　0493-39-4804（直通）
妻沼行政センター　048-588-1323（直通）
江南行政センター　048-536-1529（直通）

老人憩の家　　対象　①　②

趣味、教養及びレクリエーションのための場所を提供し、高齢者福祉の増進を図る施設です。

名称等
- 荒川荘　宮本町１３６番地１１　電話５２４－１５６７
- 平戸荘　平戸４９４番地１　電話５２４－９６０７
- 吉岡荘　村岡１８９１番地４　電話５３６－７０００
- めぬま荘　葛和田９２２番地１　電話５８９－２８０１

（秦公民館）　連絡先：（秦公民館）

お問い合わせ
長寿いきがい課　048-524-1398（直通）
大里行政センター　0493-39-4804（直通）
妻沼行政センター　048-588-1323（直通）
江南行政センター　048-536-1529（直通）

箱田高齢者・児童ふれあいセンター　　対象　①　②

老人憩の家と児童館との複合施設として、高齢者福祉の増進及び児童の健全な育成、並びに高齢者と児童の交流を目的とした施設です。

所在地等　：　中央１丁目１４９番地

電話番号　：　５２３－１０８１

お問い合わせ

長寿いきがい課　　048-524-1398（直通）

長寿クラブ　　対象　①　②

老後の生活を豊かにするため、高齢者が自主的に教養の向上、レクリエーション、地域社会の交流を目的として活動しています。

お問い合わせ

長寿いきがい課　　048-524-1398（直通）

自治会　　対象　①　②

一定の地域に住む人が、安心して暮らせる良い豊かなまちづくりを目指して、自主的に組織している任意の団体です。地域におけるさまざまな問題解決に取り組むとともに、地域でのふれあいの和を広げ、人々の連帯意識の向上に努めています。

お問い合わせ

市民活動推進課　048-524-1111（代表）

認知症とあゆむ熊谷家族の会　　対象　①　②　③　④　⑤

毎月「家族のつどい」を実施し、家族の交流や勉強会、施設見学などを行っています。相談の受付や会報の発行も行っています。

お問い合わせ

熊谷市社会福祉協議会　ボランティアセンター内　048-525-8745

（月・木・金曜日　９時から１６時まで　担当　林）

認知症カフェ　　対象　①　②　③　④　⑤

認知症の人と家族、地域住民、専門職など、誰もが参加でき、交流する場です。認知症の人でも気軽に参加したり、介護の悩みを相談したりすることができます。市内には複数の認知症カフェがあります。

お問い合わせ
長寿いきがい課　　048-524-1402（直通）

＜在宅で介護する＞

徘徊高齢者探索サービス　　対象　①　②　③　④　⑤

認知症により徘徊行動のある方に常時発信機を所持してもらい、行方不明時にご家族からの依頼により現在位置を探索してお知らせするサービスです。専門の業者に委託しており、このサービスにかかる費用の一部を助成しています。ご家族が保護できない場合には、現場急行と保護の依頼もできます。

お問い合わせ
長寿いきがい課　　048-524-1398（直通）

配食サービス　　対象　①　②　③　④　⑤

ひとり暮らし等の高齢者または、自分で食事の支度をすることが困難な方に昼食を自宅まで配達し、日常の安否確認と生活の質の向上を図っています。

お問い合わせ
長寿いきがい課　　048-524-1398（直通）
大里行政センター　0493-39-4804（直通）
妻沼行政センター　048-588-1323（直通）
江南行政センター　048-536-1529（直通）

軽度生活援助事業　　対象　①　②

日常生活上の援助を必要とする方に対して、居宅で自立した生活が送れるように生活援助サービスを行っています。介護保険との併用はできません。

お問い合わせ
長寿いきがい課　　048-524-1398（直通）
大里行政センター　0493-39-4804（直通）
妻沼行政センター　048-588-1323（直通）
江南行政センター　048-536-1529（直通）
熊谷市シルバー人材センター　熊谷市江南中央１－１　電話　048-536-8081

くまがや在宅福祉家事援助サービス　　対象　①　②

家事援助や外出等のサービスを行っています。

お問い合わせ
（福）熊谷市社会福祉協議会　熊谷介護事業所
熊谷市本町１－９－１　　電話　048-523-9944

ねたきり老人等介護者手当て支給事業　　対象　④　⑤

６５歳以上で在宅のねたきり状態が６か月以上続いている高齢者又は重度の認知症高齢者を介護している方へ、労をねぎらうなどの観点から、申請により、ねたきり老人等介護者手当を支給しています。

お問い合わせ
長寿いきがい課　　048-524-1398（直通）
大里行政センター　0493-39-4804（直通）
妻沼行政センター　048-588-1323（直通）
江南行政センター　048-536-1529（直通）

紙おむつ給付事業　　対象　④

在宅のねたきり状態の方で、介護保険で要介護４又は５に認定された方、または重度心身障害者（児）で常時おむつを必要とする方へ紙おむつの支給を行っています。

お問い合わせ
（福）熊谷市社会福祉協議会　大里支所
熊谷市中曽根６５４－１（大里行政センター内）　電話 0493-39-0471

あんしん見守りシール　　対象　①　②　③　④　⑤

認知症により徘徊行動がある方の持ち物（靴、シルバーカー、杖など）に、反射素材でできた「あんしん見守りシール」を貼っていただくことで、徘徊高齢者の早期発見と、保護された方のスムーズな身元確認を行います。なお、シールから個人情報が特定されることはありません。

＜施設で暮らす＞

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）　対象　③ ④ ⑤

認知症の状態にある高齢者などが少人数で共同生活をしながら、介護スタッフによる入浴、排せつ、食事などの介助、日常生活上のお世話や機能訓練等のサービスを受けます。

対象は、要支援２以上の方です。

お問い合わせ
長寿いきがい課　048-524-1402（直通）
大里行政センター　0493-39-4804（直通）
妻沼行政センター　048-588-1323（直通）
江南行政センター　048-536-1529（直通）
地域包括支援センター　P24 参照

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）　対象　④ ⑤

常時介護が必要で、自宅では介護が困難な高齢者などが入所します。施設サービス計画に基づいて食事、入浴、排せつなどの、日常生活上のお世話、機能訓練、健康管理、療養上のお世話などのサービスを受けることができます。

対象は、要介護３以上の方です（特例入所の場合もあり）。

お問い合わせ
長寿いきがい課　048-524-1402（直通）
大里行政センター　0493-39-4804（直通）
妻沼行政センター　048-588-1323（直通）
江南行政センター　048-536-1529（直通）
地域包括支援センター　P24 参照

＜認知症の人の権利を守る＞

日常生活自立支援事業（あんしんサポートねっと）　対象　①　②　③

高齢者や知的障害・精神障害のある方で、ひとりで生活していくには不安な方に、安心して生活が送れるよう生活支援員が定期的に伺い、福祉サービスの利用料の支払いや、日常的金銭管理等について援助します。

お問い合わせ
あんしんサポートねっと
（福）熊谷市社会福祉協議会　熊谷支所内
熊谷市本町１－９－１　電話５２１－２７３５

成年後見人制度　対象　③　④　⑤

身寄りのない認知症の高齢者の方が、成年後見等開始審判申立てを行うことができない場合に、市長が、申立人となって家庭裁判所に申立てをするとともに、制度利用にかかる費用を助成します。

お問い合わせ
長寿いきがい課　　048-524-1398（直通）